

会 議 録

1 会議名

令和2年度第9回柿崎区地域協議会

2 議題(公開・非公開の別)

(1) 報告事項 (公開)

- ・ 柿崎マリンホテルハマナスに対する地域団体等からの意見について
- ・ 地域協議会会長会議の開催結果について
- ・ 柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告

(2) 協議事項 (公開)

- ・ まちづくりフォーラムの概要について
- ・ 令和3年度地域活動支援事業に係る柿崎区の採択方針等について

(3) その他 (公開)

3 開催日時

令和2年12月15日(火) 午後6時から午後7時45分まで

4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者(傍聴人を除く) 氏名(敬称略)

- ・ 委員：吉井一寛(会長)、白井一夫(副会長)、薄波清美、貝谷雅子、片桐宏樹、片桐充、小出祥世、小山慶、武田正教、中村誠、箕輪明男、蓑輪和彦、吉村正
- ・ 事務局：柿崎区総合事務所 市川重隆所長、柿村勇次長、保倉政博次長、滝澤陽一産業グループ長、武田勝博建設グループ長、池田佳子 市民生活・福祉グループ長、平野真教育・文化グループ長、

8 発言の内容（要旨）

【柿村次長】

- ・地域協議会の開会を宣言。
- ・岩野秀樹委員の欠席を報告。薄波清美委員、小出祥世委員の遅刻を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会議の運営は会長が行う旨を説明。

【吉井会長】

- ・会長挨拶。
- ・会議録署名委員に武田正教委員を指名。
- ・報告事項の（1）柿崎マリンホテルハマナスに対する地域団体等からの意見について説明を依頼。

【滝澤グループ長】

- ・柿崎マリンホテルハマナスに対する地域団体等からの意見について説明。

【吉井会長】

報告事項について、何か質問はあるか。

（質問なし）

【吉井会長】

それでは、柿崎マリンホテルハマナスに対する地域団体等からの意見についての報告を終了する。続いて（2）地域協議会会長会議の開催結果について、私から説明する。

- ・地域協議会会長会議の開催結果について説明。

会長会議について、何か質問はあるか。

（質問なし）

【吉井会長】

それでは、地域協議会会長会議についての報告を終了する。続いて、柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告に入る。まずは、地域の交通を考える会の武

田委員長から報告をお願いしたい。

【武田委員】

- ・地域の交通を考える会の第2回委員会について説明。

【吉井会長】

第2回委員会の報告について、質問はあるか。

(質問なし)

【吉井会長】

続いて、柿崎空き家活かそうプロジェクトの蓑輪委員長から報告をお願いしたい。

【蓑輪委員】

- ・柿崎空き家活かそうプロジェクトの第2回委員会について説明。

【吉井会長】

第2回委員会の報告について、質問はあるか。

(質問なし)

【吉井会長】

会長会議の報告にも書いたが、どの地域協議会でも人口減少問題が一番の悩みの種ということであり、空き家に関しては懸案事項であった。

今回、柿崎区で初めて空き家の委員会を立ち上げたが、他の地域協議会では何年も前からこの問題に取り組んでいるとのことだった。ただ、地域協議会で議論をするが、なかなか意見書や提案書の提出には至らなかったようである。柿崎区の空き家活かそうプロジェクトに期待するところが大きいので、よろしくお願ひしたい。質問がなければ、各種委員会からの活動報告を終了する。続いて、協議事項に入る。協議事項の(1)まちづくりフォーラムの概要について、武田委員長から説明願ひたい。

【武田委員】

- ・まちづくりフォーラムの概要について説明。

【吉井会長】

私も実行委員会のメンバーであるが、今回は講師による講演をやめ、その代わりに委員会の活動報告や立ち上げまでの経緯を報告したいと考えている。案について了承を得られれば、これで進めていきたいと思うが、意見や質問はあるか。

(意見、質問なし)

【吉井会長】

それでは、フォーラムについてはこちらの案を進めていくこととする。続いて、協議事項(2)令和3年度地域活動支援事業に係る柿崎区の採択方針等について、事務局から説明願いたい。

【春日主任】

- ・令和3年度地域活動支援事業に係る柿崎区の採択方針等について説明。

【吉井会長】

地域活動支援事業の採択については、地域協議会としても非常に重要な業務になる。今回、案ということで、今年度と同じ内容を説明してもらったが、ポイントをしばって確認していきたい。

まず、採択方針の第2条について、共通審査の評点が基準に満たない事業は採択しないことができるとあり、その基準が、審査に当たり定める事項の第2に書いてある15点以上ということになる。共通審査は全部で5項目あり、各項目に5点ずつ配分されているため、25点満点ということになるが、合計点が15点未満になった場合は採択しないことができるということになる。この15点について、これでよいかどうかを決めていきたい。意見がある方は挙手をお願いしたい。

【片桐(充)委員】

採択しないことができるという文言の解釈の仕方について、15点に満たなくても、場合によっては採択することもできることになる。もし、採択しないのであれば、しないという文言でよいのではないか。この点をはっきりさせた方がよい。

【吉井会長】

前回の地域協議会でも議論になり、その結果、採択しないことができるという文言になった。採択しないという文言にしてもよい、紛らわしい言い方はやめようという意見があれば、それでもよいのではないかと考えるが、他の委員で意見はないか。

【薄波委員】

点数が15点未満であっても、悪くない事業もあるので、そのあたりはファジーにしておいて、そのときの状況で採択するかしないかを協議できるようにした方がよいと考える。

共通審査の採点は、一人一人が行うので、他の委員の意見を聞いてみたら、採択してもよいと考えを改める場合もあるかもしれない。また、採択しない方がよいという事業も確かにあるので、追加募集につなげていくこともできる。

はっきりと、できないという文言にすると、分かりやすくはあるが、15点未満の事業を採択することができなくなってしまうのはどうかと思う。

【吉井会長】

過去の協議会ではいろいろな事例があった。一次募集の審査で15点に満たない事業が出た際に、配分額に余裕があったが、採択しないこととした。その後の追加募集の審査で、再度15点に満たない事業が出てきた。もし採択しないと、市にお金を返還しなくてはいけなくなるため、15点未満であったが、採択した経緯がある。このような場合、一次募集で採択されなかった事業の提案団体から、なぜ追加募集のときは15点未満でも採択されているのかという話が出てくるかもしれない。この点をどのようにするかを決めておかないといけない。

【蓑輪委員】

今年初めて審査に携わった。過去のいろいろな事例があったようだが、まず、15点という基準については、3点という一番普通の点数を考慮して設けたのかなと思うが、この第2条第2項そのものを削除してはどうかと考える。また、第4条の追加募集を1回とするという規定も、なくてよいのではないかと考える。第4条のただし書きを削ることで、必要に応じて2回でも3回でも追加募集ができることになる。ただ、あまり追加募集ばかりをしていると、採択の時期が遅くなったり、地域協議会で行うべき協議などができなくなったりするので、追加募集は1回としたのではないかと考えるが、一つの考えとして提案したい。

【吉井会長】

蓑輪委員から、第2条第2項及び第4条は削除してもよいのではないかという意見が出た。他に意見はないか。

【小山委員】

もし15点に満たない事業が出た場合、例えばこのようにしたら15点になるよというアドバイスを行うことはできないか。15点未満の事業について、予算がもったいないから採択するというよりは、こちらからもっとこうした方がよい事業になるのではないかという提案をして、了解してもらえれば15点まで点数を上げ

ることもできると思った。

【吉井会長】

小山委員の意見は、一次募集では採択されないが、追加募集のときに 15 点以上になるように地域協議会から提案をしてはどうかということか。

【小山委員】

その通りである。

【吉井会長】

今までは、一次募集で採択されなかった事業の提案団体が、追加募集で再度提案するという事例はなかったが、小山委員の方法もあるのではないかとということである。他に意見はないか。

【武田委員】

数年前の一次募集の採択時に、継続して提案している事業の大部分が採択基準に満たない事例があった。当時の採択基準には、共通審査基準の各項目が 3 点以上であることという項目もあり、審査の結果、2 点のついた事業が多く出てしまった。ただ、何年も実施している事業について 2 点という点数がついても、地域としては必要な事業ということで、協議の結果、採択することとなった。

私としては、できるという部分を残しておいた方がよいと考える。

【吉井会長】

他に意見はないか。

(意見なし)

【吉井会長】

皆さんの意見を聞いていると、採択しないことができるという現状の文言でよいという意見が多いが、片桐委員はいかがか。

【片桐（充）委員】

基準が 15 点という考え方について、これはあくまでも基準ということなのか、15 点以上であれば有無を言わず採択するのか。その点が曖昧である。

【吉井会長】

確認だが、柿崎区への配分額が仮に 720 万円あって、20 団体が申請してきたとする。採点により、得点の高い順から採択していくことになるが、補助希望額が高い団体が続いた場合、10 事業ほどで配分額の 720 万円に達する可能性がある。

つまり、点数が15点以上である場合も、得点順に採択していった結果、採択されない場合も出てくる。

【片桐（充）委員】

承知した。

【吉井会長】

それでは、しないことができるという文言を残すということでよい方は挙手願いたい。

（全委員が挙手）

【吉井会長】

それでは現状の文言を残し、採択しないことができるということにする。

なお、蓑輪委員から意見が出た第4条の追加募集についてであるが、実は、以前は追加募集を2回としていた。ただ、2回行くと、募集の時期が9月か10月頃になり、採択の時期が12月頃になってしまうということで、1回に変更した。

先月の会長会議でも、この件がかなり議論になっていた。区によっては、これからまた募集をするところもあったが、多くは1回の追加募集で終わっていた。私としては、1回だけにした方がよいと考える。蓑輪委員、よろしいか。

【蓑輪委員】

承知した。

【吉井会長】

続いて、第3条の補助金の額について、このままの補助額としてよいか。毎年10%ずつカットしていく方法や、5割に下げる方法など、いろいろな議論があると思うがいかがか。

（意見なし）

【吉井会長】

意見がないようなので、現状のままとする。続いて、審査に当たり定める事項の第3について、以前は3点未満という規定だった。それを3点以下に変更した。現状のままでよいか。

【薄波委員】

提案する団体の半分以上が、何年も事業を継続している団体であるが、そういった団体は発展性が3点以下になってしまう。何年も行っている事業は、裏を返

せば、地域にとって必要な事業だと私は捉えている。そのような事業が、発展性の点数が 3 点になるハンディを持っているために、採択されないことになるのと不利だと思う。

地域にとって必要な事業なのに、採択されなかった場合、この地域協議会の信頼問題にも関わってくる。状況を知らずに必要ないと思えば、2 点や 1 点をつける場合も出てくるかもしれないので、ここは 3 点というハンディをつけることがよいのかは疑問に思う。これは、柿崎区独自のものなのか。

【吉井会長】

柿崎区独自の規定である。

【薄波委員】

この点について、委員の意見を聞いてもよいのかなと思う。

【吉井会長】

他の地域協議会ではこのような規定はないと思う。ない場合の弊害として、継続して提案する団体がずっと採択し続けて、新規事業が入らなくなってしまう場合が出てくる。新規事業については、各委員が自分の考えで手厚い対応をするなどの判断を行えば、この第 3 の規定自体を削除してもよいと考える。これについて意見はあるか。小出委員はいかがか。

【小出委員】

その通りだと思う。新規の事業を入れないと、停滞化してしまうということで、この条文の意味はあると思うが、継続事業でも発展性がないとは限らない。正直どちらも意味があることだと思う。

【吉井会長】

おそらく、来年度以降は、提案事業がもっと増えるのではないかと予想している。来年度、どういう団体が提案してくるか分からないが、この 3 点について、例えば 3 点は厳しいから 4 点にしようという意見もあると思うし、条文自体を削除して各委員の裁量に任せる考えもある。皆さんの意見はどうか。中村委員はいかがか。

【中村委員】

発展性の 3 点という規定があるために、今までずっと採択してきた事業が採択されなくなるということはないような気がする。採択されないということは、お

そらく発展性以外の他の項目の評価も低いということだと思う。私は 3 点のまま
でよいと考える。

【吉井会長】

貝谷委員はいかがか。

【貝谷委員】

今回初めて採点を行って、地域で頑張っている団体に 3 点しかつけられないこ
とが心苦しかった。継続して行っている事業にはすでに 10%や 20%カットの縛り
があるので、この 3 点の縛りはない方がよいと思う。

【吉井会長】

残した方がよいという意見もあるし、削除してもよいという意見もある。

【薄波委員】

4 点にしてはどうか。

【吉井会長】

今ほど 4 点という意見も出た。3 つの意見が出た。他に意見はあるか。

【蓑輪委員】

審査に当たり定める事項の第 7 に規定されている成果報告についてであるが、
これをしっかりと見なくてはいけないと感じた。採択したのに大きな成果がなか
ったり、マンネリ化したり、そういったところを厳しく評価しないといけないと
感じた。成果報告の様式は決まっているのか。

【吉井会長】

様式は特にないが、各事業の決算報告は出てくる。

【春日主任】

事業の実績報告に関する様式は決まっており、事業ごとに必ず提出してもら
うが、まちづくりフォーラムで作成する成果報告書については、実行委員会独自の
様式で作成予定である

【吉井会長】

それでは、審査に当たり定める事項の第 3 について、3 点とするか、4 点とす
るか、規定自体を削除するかを決めたい。第 3 の規定について、3 点以下とす
ること
でよい方は挙手願いたい。

(7 名が挙手)

【吉井会長】

過半数の挙手があったので、従来通りの3点以下とすることで決定する。

次に、審査に当たり定める事項の第1について、地域協議会委員が会長、副会長を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができないという規定がある。これも柿崎区独自のものである。これが本当に必要かということであるが、意見がなければこのままとするがよろしいか。

(よいとの声)

【吉井会長】

それでは従来通りとする。以上で、確認すべき項目の協議は終了したが、他に意見はあるか。

【片桐（充）委員】

審査に当たり定める事項の第5について、審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とするということである。過去に1回あったケースだが、事務局で申請が通っているのに、委員の協議の際に、その事業は駄目だという意見が出たことがある。そうすると、共通審査を行うときに、駄目だという先入観を持って委員が審査をしてしまう。いつ意見交換を行うかにもよるが、委員による意見交換は必要ないのではないか。

【吉井会長】

プレゼンテーション後、意見交換を行い、各委員で共通審査を行うことになる。片桐委員が言われたのは、意見交換の際に、声の大きい委員から採択しない方がよいとの意見が出た場合、皆の意見がそちらに流れる可能性があるということである。委員の独自性を保つために、プレゼンテーション後は、すぐに共通審査を行った方がよいのではないかということである。

【片桐（充）委員】

事務局での基本審査が通っているのに、委員からいかななものかという意見があり、全体がそちらの意見になびいたということがある。

【吉井会長】

私は記憶がない。声の大きい委員がいても、委員はそれに惑わされることはな

いと思う。

【武田委員】

プレゼンテーションの後ではなくて、最初の基本審査のときに、提案事業がおかしいのではないかという意見が出たことがあるが、委員同士の意見交換は必要ではないかと思う。

【片桐（充）委員】

私が言いたいのは、事務局で基本審査が通っているのに、この場で議論するのはどうかということである。

【吉井会長】

私は議論をしてよいと思う。それによって共通審査の点数が下がる、上がるというのは、委員の一人一人の独自の判断でよい。この地域協議会には、それだけの人材が集まっていると思う。そういう議論がなければ、皆が集まって議論する会ではなくなってしまう。

【片桐（充）委員】

事務局を通して出てきた事業について、異議があるという意見が出ると、やはり先入観が入ってしまう。本来は委員個人の判断で点数をつければよいので、意見交換を行う必要はないと思う。

【吉井会長】

事務局が行っているのは基本審査である。提案事業が地域活動支援事業の目的と合致していることを確認するということで、事務局で一応基本審査をしてもらう。その後に、委員が共通審査を行う。共通審査では、事業についておかしいという委員がいても私はよいと考える。14人の委員がいるので、いろいろな意見がある。議論をしないまま点数をつける方がよろしくないと思う。吉村委員はいかがか。

【吉村委員】

片桐委員の言われている具体的な内容がよく理解できないが、会長が言われている内容は理解できる。基本審査を通過して出てきた事業について、我々が評価することは問題ないと思う。

【片桐（充）委員】

基本審査で適合しないということになり、その結果、共通審査を行わないこと

になればよいが、共通審査を行う場合は、意見交換で出た内容が刷り込まれてしまうことがあると思う。

【吉井会長】

議論するなということか。

【片桐（充）委員】

そうである。

【吉井会長】

地域協議会は、議論する場である。いろいろな意見があってもよい。それを議論してはいけないというのはよくないと思う。ただ、委員一人一人がきちんと意見を持つ必要はある。

【薄波委員】

今まで、審査をした結果、採択されなかった団体は結構あった。多数の応募により採択されないこともあったし、地域協議会での話合いで柿崎区になじむかどうかという協議の結果、採択されない団体も確かにあった。ただ、採択されなかった理由は、ある委員の先入観によるものかということ、そうではなかったと思う。

提案事業についての意見交換は、委員によって知識がない場合もあるので、共通認識を持つためにも、話合いを恐がってはいけないと考え、会長の意見に賛成である。

【吉井会長】

片桐委員はいかがか。

【片桐（充）委員】

承知した。

【吉井会長】

それでは、この文言通り、プレゼンテーションが終了してから意見交換を行い、共通審査に入るということで、片桐委員も納得してもらったので、このままとする。それでは、協議事項の（2）柿崎区の採択方針等についてを終了する。それでは、6番のその他に入る。

【片桐（充）委員】

・地域協議会だより第40号の発行について説明。

【春日主任】

- ・次回地域協議会の開催について説明。

【吉井会長】

他になければこれで終了する。

【白井副会長】

- ・地域協議会の閉会を宣言。

(午後7時45分閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL : 025-536-6701 (直通)

E-mail : kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。